

## 入札及び契約の状況等に係る事項の公表に関する基準

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、入札及び契約の状況等に関する事項の公表について、次の基準により行なうものとする。

### 第1（対象工事等）

公表の対象は、次に掲げるものとする。ただし、公共安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、町の行為を秘密にする必要があるものを除くものとする。

#### 1 工事

法第2条第2項に規定する公共工事（以下「工事」という。）で、その予定価格が130万円を超えるものとする

#### 2 委託業務

工事に関する設計、測量及び調査に係る委託業務（以下「委託業務」という。）で、その予定価格が50万円を超えるものとする。ただし、次の事項を除くものとする。

- (1) 第2の2の(1)のウの(イ)、(ウ)、(オ) エの(ウ)、
- (2) 第2の2の(2)のアの(ウ)、ウの(イ)、(ウ)、(オ)、エの(ウ)
- (3) 第2の2の(3)
- (4) 第2の2の(4)

### 第2（公表事項及び時期）

#### 1 競争入札参加資格等関係

次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとし、その内容等に変更があったときは、その都度遅滞なく変更後の当該事項を公表するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び政令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格
- (2) (1)の資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

#### 2 入札及び契約の状況関係

入札又は随意契約を行う工事及び委託業務（以下「工事等」という。）については、次により公表するものとする。

- (1) 一般競争入札の場合
  - ア 入札公告後、遅滞なく公表する事項
    - (ア) 工事等の名称
    - (イ) 入札執行日時及び場所
    - (ウ) 政令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合における当該資格
    - (エ) 政令第167条の10の2第1項又は第2項の規定により落札者を決定する入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行う場合におけるその理由
    - (オ) 総合評価一般競争入札を行う場合における落札者決定基準
  - イ 入札終了後、遅滞なく公表する事項
    - (ア) 入札参加資格者の商号又は名称
    - (イ) 入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

- (ウ) 入札者の入札金額
- ウ 落札者の決定後、遅滞なく公表する事項
  - (ア) 落札者の商号又は名称及び落札金額
  - (イ) 政令第167条の10第1項の規定により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由
  - (ウ) 政令第167条の10第2項の規定により落札者を決定した場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称
  - (エ) 総合評価一般競争入札により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由
  - (オ) 政令第167条の10の2第2項の規定により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由
- エ 契約締結後（政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行った場合を含む。）、遅滞なく公表する事項
  - (ア) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - (イ) 工事等の名称及び場所
  - (ウ) 工事等の種別及び概要
  - (エ) 工事等の着手の時期及び完成（完了）の時期
  - (オ) 契約金額
  - (カ) 予定価格、最低制限価格、入札書比較価格及び落札率
  - (キ) 政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- (2) 指名競争入札の場合
  - ア 指名通知後、遅滞なく公表する事項
    - (ア) 工事等の名称
    - (イ) 入札執行日時及び場所
    - (ウ) 政令第167条の13において準用する政令第167条の10の2第1項又は第2項の規定により落札者を決定する入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行う場合におけるその理由
    - (エ) 総合評価指名競争入札を行う場合における落札者決定基準
    - (オ) 公募型指名競争入札その他入札参加の意向の確認を行う方法による指名競争入札の場合において指名しなかった者の商号又は名称及びその者を指名しなかった理由
  - イ 入札終了後、遅滞なく公表する事項
    - (ア) 入札者の商号又は名称
    - (イ) 入札者の入札金額
  - ウ 落札者の決定後、遅滞なく公表する事項
    - (ア) 落札者の商号又は名称及び落札金額
    - (イ) 政令第167条の13において準用する政令第167条の10第1項の規定により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由
    - (ウ) 政令第167条の13において準用する政令第167条の10第2項の規定により落札者を決定した場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称
    - (エ) 総合評価指名競争入札により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由
    - (オ) 政令第167条の13において準用する政令第167条の10の2第2項の規定により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由

- エ 契約締結後（政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行った場合を含む。）、遅滞なく公表する事項
- (ア) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - (イ) 工事等の名称及び場所
  - (ウ) 工事等の種別及び概要
  - (エ) 工事等の着手の時期及び完成（完了）の時期
  - (オ) 契約金額
  - (カ) 予定価格、最低制限価格、入札書比較価格及び落札率
  - (キ) 政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- (3) 随意契約の場合（政令第167条の2第1項第8号の規定による場合を除く）契約締結後、遅滞なく公表する事項
- (ア) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - (イ) 工事等の名称及び場所
  - (ウ) 工事等の種別及び概要
  - (エ) 工事等の着手の時期及び完成（完了）の時期
  - (オ) 契約金額
- (4) 契約金額の変更を伴う契約変更の場合
- 契約変更後、遅滞なく公表する事項
- (ア) 工事等の名称及び場所
  - (イ) 工事等の種別及び概要
  - (ウ) 工事等の着手の時期及び完成（完了）の時期
  - (エ) 契約金額
  - (オ) 変更の理由

### 第3（公表の方法）

#### 1 競争入札参加資格等関係

池田町役場内の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）において、原則として、次に掲げるものをもって閲覧に供するものとする。

- (1) 第2の1（1）に係る公表は、例年1月上旬に告示する「平成 年度における競争入札に参加する者に必要な資格等」の告示文の写しとする。
- (2) 第2の1（2）に係る公表は池田町財務規則（平成3年規則第1号）第114条第2項（同第130条において準用する場合を含む。）及び池田町競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成2年規程第20号）第7条第4項、第5項に規定する競争入札参加資格者名簿、競争入札参加資格者格付名簿とする。
- (3) 第2の1（3）に係る公表は、「指名競争入札参加者指名選定基準」（平成60年4月1日実施）とする。

#### 2 入札及び契約の状況関係

閲覧所において、別記様式等により閲覧に供するものとする。

#### 3 閲覧以外の公表方法

閲覧の方法とは別に、インターネットによっても公表できるものとする。この場合においては、各号に定める様式等のうち、公表を要する事項が表示されるよう留意するものとする。

### 第4（公表の期間）

#### 1 競争入札参加資格等関係

第2の1の(1)及び(2)については当該資格の有効期間中、第2の1の(3)については、改正されるまで公表するものとする。

2 入札及び契約の状況関係

公表した日(契約締結前に公表した事項については、契約を締結した日)の翌日から起算して1年が経過する日まで、公表するものとする。

第5 (公表した内容に関する問い合わせの取扱い)

- 1 公表した事項についての問い合わせに対しては、閲覧の方法により公表している旨を伝えるものとする。ただし、閲覧の方法と併せて、当該事項をインターネット等他の方法によっても公表している場合にあつては、その旨を伝えるものとする。
- 2 公表していない事項についての問い合わせに対しては、応じないものとする。ただし、当該事項が他の定めにより公表されている場合にあつては、その旨を伝えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

## 物品購入等・委託業務の入札及び契約の状況等に係る事項の公表に関する基準

物品購入等及び委託業務（工事に関する設計、測量及び調査に係る委託業務を除く。以下同じ。）の競争入札に係る透明性及び客観性の向上並びに入札及び契約の適性化の促進を図ることを目的とし、入札及び契約の状況等に関する事項の公表について、次の基準により行うものとする。

### 第1 （公表の対象）

公表の対象は、物品購入等及び委託業務で、指名競争入札に付したものと及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項（ただし、第1号を除く。）の規定による随意契約とする。

### 第2 （公表事項及び時期）

#### 1 競争入札参加資格等関係

次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとし、その内容等に変更があったときは、その都度遅滞なく変更後の当該事項を公表するものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び政令第167条の1第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格

（2）（1）の資格を有する者の名簿

（3）指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

#### 2 入札及び契約の状況関係

次に掲げる事項について、遅延なく公表するものとし、公表した日（契約締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して1年が経過する日まで、公表するものとする。

##### （1）一般競争入札の場合

ア 入札公示後、遅延なく公表する事項

（ア）件名等

物品購入等名又は委託業務名、納入又は委託場所、入札執行日時とする。

（イ）入札参加資格

政令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合における当該資格とする。

イ 入札終了後、遅延なく公表する事項

入札業者名、各回の入札金額、落札業者名及び落札金額とする。

ウ 落札者の決定後、遅延なく公表する事項

（ア）契約の状況

契約業者名、住所、物品購入等名又は委託業務名、納入又は委託場所、物品納入等又は委託業務の概要、物品購入等の納期又は委託業務着手日及び完了日、契約金額、落札率、金額の変更に伴う契約変更の内容及び理由とする。

（イ）予定価格

予定価格及び入札書比較価格

##### （2）指名競争入札の場合

ア 指名通知後、遅延なく公表する事項

（ア）件名等

物品購入等名又は委託業務名、納入又は委託場所、入札執行日時とする。

イ 入札終了後、遅延なく公表する事項

入札業者名、各回の入札金額、落札業者名及び落札金額とする。

ウ 落札者の決定後、遅延なく公表する事項

(ア) 契約の状況

契約業者名、住所、物品購入等名又は委託業務名、納入又は委託場所、物品購入等又は委託業務の概要、物品購入等の納期又は委託業務着手日及び完了日、契約金額、落札率、金額の変更に伴う契約変更の内容及び理由とする。

(イ) 予定価格

予定価格及び入札書比較価格

第3 (公表の方法)

1 競争入札参加資格等関係

池田町役場内の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）において、原則として、次に掲げるものをもって閲覧に供するものとする。

(1) 第2の1(1)に係る公表は、例年1月上旬に告示する「平成 年度における競争入札に参加する者に必要な資格等」の告示文の写しとする。

(2) 第2の1(2)に係る公表は池田町財務規則（平成3年規則第1号）第114条第2項（同第130条において準用する場合を含む。）及び池田町競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成2年規程第20号）第7条第4項、第5項に規定する競争加資格者名簿、競争入札参加資格者格付名簿とする。

(3) 第2の1(3)に係る公表、「指名競争入札参加者指名選定基準」（昭和60年4月1日施行）とする。

2 入札及び契約の状況関係

閲覧所において、別記様式等により閲覧に供するものとする。

3 閲覧以外の公表方法

閲覧の方法とは別に、インターネットによっても公表できるものとする。この場合においては、各号に定める様式等のうち、公表を要する事項が表示されるよう留意するものとする。

第4 (公表の期間)

1 競争入札参加資格等関係

第2の1の(1)及び(2)については当該資格の有効期間中、第2の1の(3)については、改正されるまで公表するものとする。

2 入札及び契約の状況関係

公表した日（契約締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して1年が経過する日まで、公表するものとする。

第5 (公表した内容に関する問い合わせの取り扱い)

1 公表した事項についての問い合わせに対しては、閲覧の方法により公表している旨を伝えるものとする。ただし、閲覧の方法と併せて、当該事項をインターネット等他の方法によっても公表している場合にあつては、その旨も伝えるものとする。

2 公表していない事項についての問い合わせに対しては、応じないものとする。ただし、当該事項が他の定めにより公表されている場合にあつては、その旨を伝えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。